

令和8年度 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）
新規入園申込 必要書類一覧（新2号認定用）

番号	書類 確認欄	書類名	備考
1		子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書	世帯の現況を記入してください。 住民登録上別世帯（世帯分離）であっても、実態として同居であれば、祖父母等も 必ず 記入してください。記入していない場合、虚偽申請とみなす場合があります。 ※この書類のみ申込児童の人数分必要です。 （兄弟姉妹同時入園の場合、2枚以上必要です）
2		就労証明書 （または職業訓練校等の在学証明書）	申請者（保護者）及び配偶者の分が必要ですので、職場の雇用主に記入してもらってください。自営の方はご自身で記入し、就労証明書と合わせて確定申告書の写しの提出もしくは、事業所の案内チラシ又は名刺等事業を実施している証明が別途必要です。 育児休業中の場合も提出が必要です。 ※次年度の4月以降働いている証明が必要です。 ・有期雇用の方で、雇用期間満了後の更新予定が「無または未定」等で4月以降の証明が出せない方は、申立書に4月以降の予定「①事業所名②事業所連絡先③雇用期間④就労時間⑤月の就労日数等」を記入し、一旦ご提出ください。申立書を基に市から事業所に内容確認をさせていただきます。また、4月以降の証明は発行され次第必ず提出してください。 ・令和6年度より就労証明書の様式が変更されており、有期雇用の方で、雇用期間が令和8年3月末以前の方であっても、証明書の「14」の更新の有無の欄に「有」又は「有（予定）」に✓のある方は、認定を雇用期間に合わせて区切らず、就学前まで認定できるようになりました。満了後に再提出の必要はありません。ただし、毎年現況届の際には提出していただきます。 ※就労証明書の19番（保護者記載欄）は保護者ご自身でのご記入をお願いします。
☆		確定申告書 令和7年分 （確定申告書B 第一表の写し） ※～令和8年3月15日までに別途提出	「自営業の方」または「雇用主から源泉徴収票が発行されていない方」は、収入の大小に係らず 必ず 確定申告を行い、申告書の写しを添付してください。就労によって収入を得ている証明となります。 （収入のない就労は、保育所入所における「働いている」状態とみなせない場合があります。）
3		申立書	同居親族がいる場合など、この書類が必要です。就労及び就労以外のことをしている（求職中含む）など、「同居親族全員が自宅で子どもの保育ができない理由」などを詳しく記入してください。
☆		・母子手帳（写し） ・診断書（写し） ・介護保険被保険者証（写し） ・その他、市が提出を求める書類	「3申立書」の内容を証明するために、左記の書類を必ず添付してください。

- ・1～2は、提出が必須である書類です。
- ・3および☆は、必要に応じて提出すべき書類です
- ・申し込み時点で臼杵市に住民票がない方は「転入前事前申立書」の提出が必要です。

<重要事項>

- ・幼稚園または「認定こども園の幼稚園部」をご希望の場合、事前に園へ入園願書の提出が必要な場合があります。